別表六（二十九）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の５第１項又は第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。）において、同法第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和２年旧措置法」という。）第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載すること。

2　「控除対象調整数の計算」の各欄は、租税特別措置法第42条の12第２項又は令和２年旧措置法第42条の12第２項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、「⑺」、「⑻」及び「⑳」から「㉒」までの各欄は、租税特別措置法第42条の12第１項又は令和２年旧措置法第42条の12第１項の規定の適用を受ける場合にのみ記載すること。

別表六の十一㈡の表中

当期の連結法人税額 （別表一の二「4」－別表六の二(二の二)「5の③」－別表十七(三の十二)「5」） （マイナスの場合は０）

を

当期の連結法人税額 （別表一の二「4」－別表六の二(二の二)「5の③」－別表十七(三の六)「5」） （マイナスの場合は０）

に改める。

別表六の十一㈡の表を次のように改める。